

# 音源使用手続きについて(曲を録音し使用する場合)

## 【音源使用の許諾申請】

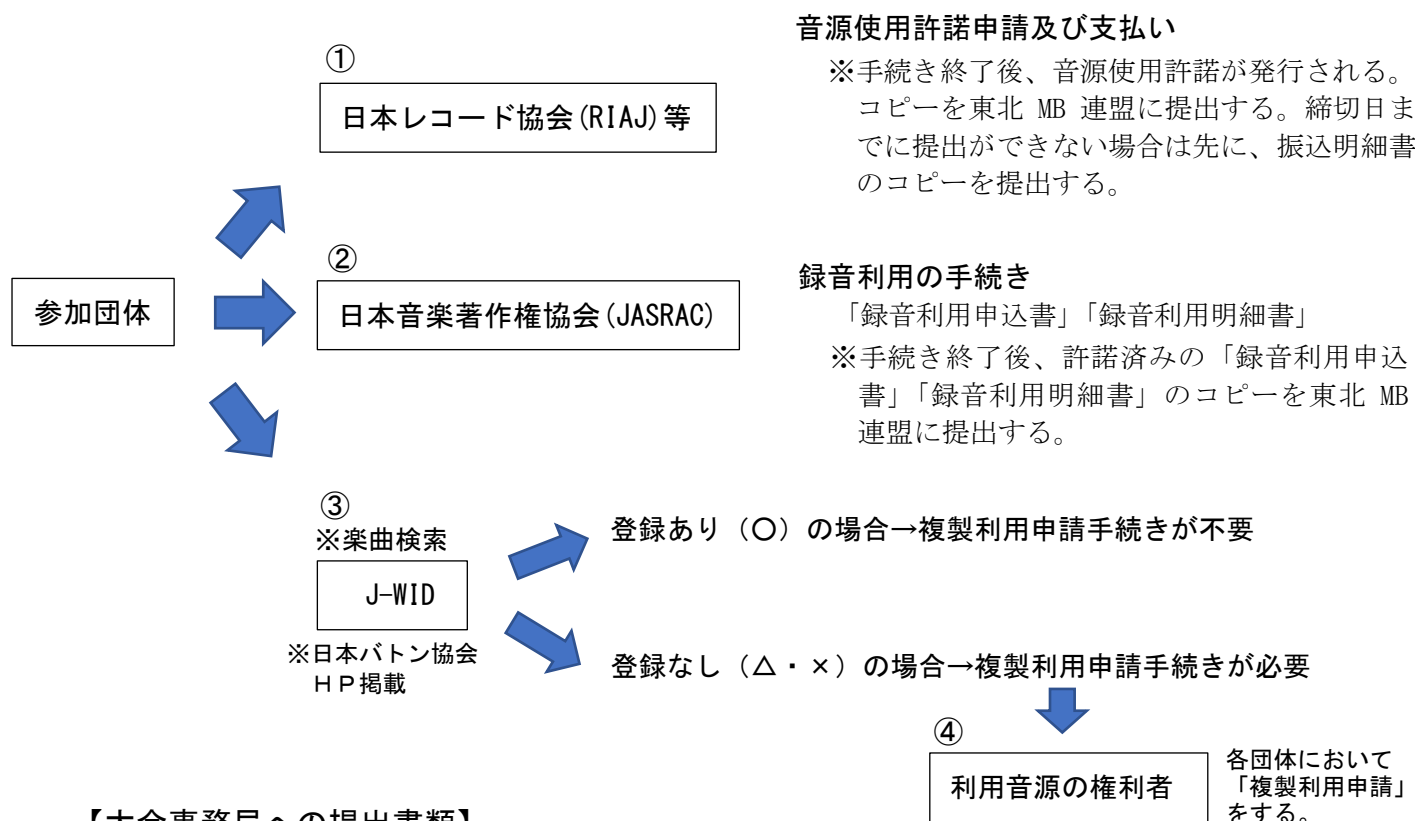
- ① 各団体において、一般社団法人日本レコード協会(RIAJ)等へ書類を提出し、音源使用の許諾申請を行い許諾を得る。(出場催事分を申請する。)

## 【録音利用の手続き】

- ② 各団体において「録音利用申込書」「録音利用明細書」を記入し、一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)へ申請を行う。

## 【ビデオグラムの申請】

- ③ 使用音源が一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)の管理楽曲かを調べるために、一般社団法人日本パトーン協会ホームページに掲載のJ-WID(ジェイウィッド)にて作品コードの検索を行う。  
※J-WID(ジェイウィッド) <http://www2.jasrac.or.jp/eJwid/>
- ④ 詳細をクリックし、管理状況(利用分野)の「ビデオ」に○が付いていれば管理(登録)楽曲となる。△や×がついている場合は、各団体が権利者に直接「複製利用申請」の手続きをし許諾を得る。



## 【大会事務局への提出書類】

- 音源使用許諾書のコピー
- 録音利用申込書(許諾済み)及び録音利用明細書のコピー
- 権利者が発行した、複製利用許諾書(管理状況が△や×の音源を利用する団体)のコピー